

## 認定所得金額の算出方法について

算定式により算定した認定所得金額が、収入基準額以下であれば申し込むことができます。年間収入金額から必要経費（給与所得の場合は、【表 1】の控除額）を減じて所得金額を算出し、その合計から、更に【表 2】の①特別控除額を差し引いた金額（認定所得金額という）が【表 3】の収入基準額以下であれば、申し込むことができます。次の「①認定所得金額の算出について」を確認してください。

### ①認定所得金額の算出について

認定所得金額が【表 3】の収入基準額以下であるかを確認してください。

$$\begin{array}{l} \text{主たる家計支持者} \quad \boxed{\text{年間収入金額}} - \boxed{\text{控除額（必要経費）}} = \text{①} \\ \text{その他の家計支持者} \quad \boxed{\text{年間収入金額}} - \boxed{\text{控除額（必要経費）}} = \text{②} \end{array}$$

$$\text{①} + \text{②} = \text{③ 所得金額合計}$$

$$\boxed{\text{③ 所得金額合計}} - \boxed{\text{④ 特別控除額}} = \boxed{\text{⑤ 認定所得金額}} \leq \text{収入基準額【表3】}$$

### 【表 1】給与所得の場合における控除額（収入から差し引く金額）

家計支持者が 2 名いる場合、両方の収入を比較し、収入の高い人を「主たる家計支持者」、低い人を「その他の家計支持者」とします。

「主たる家計支持者」と「その他の家計支持者」は控除の算定方法が異なります。それぞれの算定方法で控除額を決定してください。

※母子・父子世帯等、家計支持者が 1 名の世帯は、「主たる家計支持者」のみとします。

※年間給与収入額が同額の場合は、1 名を「主たる家計支持者」、他 1 名を「その他の家計支持者」として控除額を算定してください。

### ● 「主たる家計支持者」給与所得控除額算定式

年間給与収入金額	控除額
268 万円未満	年間給与収入金額と同額
400 万円以下	年間給与収入金額×0.2+214 万円
400 万円を超え 781 万円以下	年間給与収入金額×0.3+174 万円
781 万円を超える場合	408 万円

●「その他の家計支持者」給与所得控除額算定式

年間給与収入金額	控除額
65万円以下	年間給与収入金額と同額
65万円を超え180万円以下	年間給与収入金額×0.4 (ただし、控除額が65万円未満の場合は65万円)
180万円を超え360万円以下	年間給与収入金額×0.3+18万円
360万円を超え660万円以下	年間給与収入金額×0.2+54万円
660万円を超え1,000万円以下	年間給与収入金額×0.1+120万円
1,000万円を超え1,500万円以下	年間給与収入金額×0.05+170万円
1,500万円を超える場合	245万円

※給与所得の場合における控除の注意事項

- ・収入金額は万円未満を切り捨て、控除額は万円未満を四捨五入して算定します。
- ・同一人で2つ以上の収入源があって、いずれも給与所得の場合は収入金額を合計した後、万円未満切り捨てて算定します。

【表2】特別控除額表

特別の事情		特別控除額 (単位:万円)				
ア. 就学者	就学者一人につき(申込者本人を除く)	小学校	31			
		中学校	46			
		高等学校	設置者・学年	自宅通学	自宅外通学	
			国公立	39	69	
		私立	88	118		
		高等専門学校	国公立	1~3年	39	69
				4・5年	43	72
			私立	1~3年	88	118
				4・5年	87	116
		大学・大学院・短大	国公立	74	121	
			私立	133	180	
		専修学校(高等課程)	国公立	39	69	
			私立	88	118	
	専修学校(専門課程)	国公立	36	81		
私立		102	147			
申込者本人	私立	37+授業料年額	84+授業料年額			
イ. 母子・父子世帯	一律に99					
ウ. 障がいのある人	1人につき99					

ア. 「就学者」

■申込者本人を除く

申込者本人を除く就学者1人につき上表に当てはまる額の控除ができます。

大学通信教育部及び大学院(通信制を含む)の学生は大学、放送大学の全科履修生は大学・私立としてそれぞれ控除できます。

科目履修生・聴講生・研究生・予備校生・各種学校の在學生は控除できません。

■申込者本人

【表2】の申込者本人欄を確認してください。

授業料年額：令和元年度までの入学生 70,000 円

令和2年度以降の入学生 150,000 円

イ. 「母子・父子世帯」の場合（控除額：99万円）

父母のいずれか1人と18歳未満の子（就学者は18歳以上でも可）、60歳以上の経済力のない祖父母(所得金額が50万円未満)と18歳未満の子の世帯等が対象です。

ウ. 「障がいのある人」がいる世帯（控除額：1人につき99万円）

公害疾病の認定を受けた障がいのある人、常に就床を要する要介護2～5の人等を含みます。

【表3】収入基準額

区分		収入基準額（単位:万円）
世帯人員	1人	286
	2人	455
	3人	527
	4人	572
	5人	617
	6人	650
	7人	677

※世帯人員が8人以上は、1人増すごとに、7人の収入基準額に27万円を世帯人員加算する。